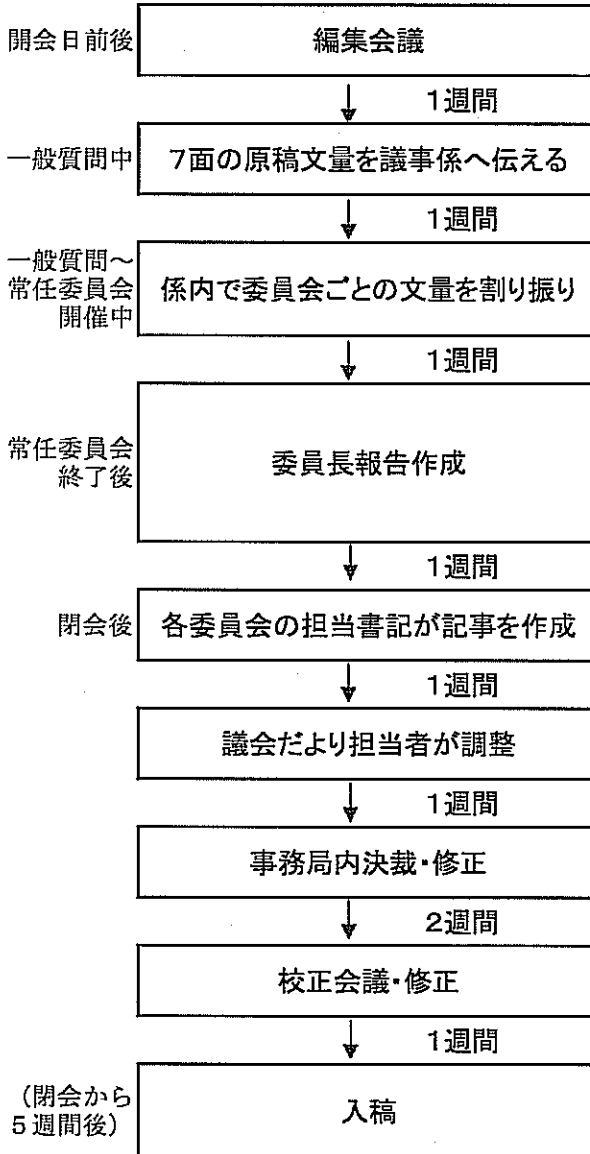


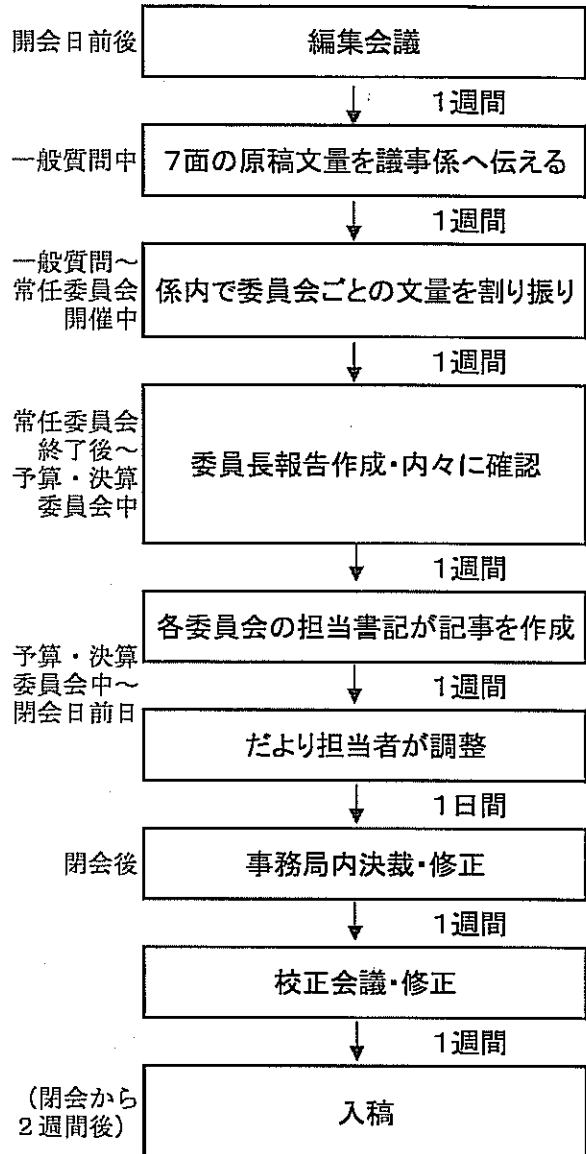
流山市議会だより「委員会の審査状況」の記事について

(1)現在の委員会の審査状況作成にあたる流れ

◎6・12月の場合(予算・決算委員会なし)



◎3・9月の場合(予算・決算委員会あり)



(2)現在の「委員会の審査状況」記事の選定及び作成方法について

・委員会終了後に各委員会の担当書記の裁量において、内容の注目度等や割り振られた文量を考慮し、議題となった案件から1本選定する

・記事を作成する際には、委員長報告を要約している

(3)「委員会の審査状況」の変更に関する意見について

(ア)どの議題を議会だよりに掲載するか委員長報告完成前に委員に伝えることについて

- ・委員長報告がどの程度の文量になるかが、議題を選定する基準の一つとなるため、委員長報告完成前に伝えることは難しい

(イ)本会議場での発言(討論)を記事に盛り込むことについて

- ・要約する対象となる範囲が広がることから、従来以上のスペースの確保が必要
- ・本会議閉会日の会議録の納品日…約2週間後

◎6月・12月の場合…記事作成期間及び事務局内決裁の期間が短くなるものの対応可能

◎3月・9月の場合

- …閉会日から議会だより発行日までの期間が短く、閉会日から約2週間後に入稿となるため、対応は難しい(入稿の前に校正会議も行う)

(ウ)特定の委員会のみ掲載することについて

- ・各委員会の委員長報告完成(確認)後から閉会日の次の日までの間に、どの委員会の委員長報告を、どのくらいの文量掲載するかを決定する編集会議を開催する必要がある

◎6月・12月の場合…記事作成期間及び事務局内決裁の期間が短くなるものの対応可能

◎3月・9月の場合

- …閉会日から議会だより発行日までの期間が短く、閉会日から約2週間後に入稿となるため、委員長報告の完成(確定)を受けてから編集会議を開き記事と割り付けを決めることとなると、閉会後に1から原稿を作成して入稿月まで間に合わせることは難しい

(4) 先議案の記事について

平成26年9月2日開催の議会広報広聴特別委員会において、先議案については原則として「委員会の審査状況」の記事とは別枠で掲載することとなり、記事の割り付けについては事務局の裁量で行うこととなった。

(ア) 掲載原則の定義について

(案①) 全会一致で可決の場合は掲載せず、賛否が分かれた場合は掲載する

(案②) 討論がある場合は掲載し、ない場合は掲載しない

		本会議討論	
		有	無
委員会討論	有	② ① ②	② ① ②
	無	② ① ②	— ①



※「—」記事掲載無し
(全会一致で討論無い)

(イ) 作成方法について

先議案の場合、時間的制約から委員会で討論しても委員長報告には含めない。

委員長報告の内容は、議案内容と採決結果のみとなっている。

(対象①) 委員長報告に含まれない委員会の討論を要約する

(対象②) 本会議場での討論を要約する

(対象③) 委員長報告を要約する(議案内容と採決結果)

報告に含まれない 委員会での討論	本会議場 での討論	掲載記事の 原稿対象
有	有	… ①、②、③
	無	… ①、③
無	有	… ②、③
	無	… ③